平成２５年（フ）第３２１号
千葉県市川市八幡４丁目５番11―504号　東和マンション
債務者　大岩　敦子
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３３２号
千葉県市原市郡本３丁目136番地
債務者　森川　俊紀
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３６６号
千葉市中央区末広２丁目４番８―203号
債務者　鈴木　光江
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１２９号
新潟市西区内野山手１丁目５番15号　ハイツあかね203号室、住民票上の住所新潟市南区能登１丁目５番10号
債務者　長沼千恵子
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４８号
新潟市東区浜谷町１丁目２番１号　ワールドステイ和楽久浜谷町213
債務者　松尾　憲雄
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５０号
新潟県燕市佐渡山3091番地
債務者　深澤　修一
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５３号
新潟市南区平成町49番地　コーポ平成Ａ－１
債務者　小林　真弓
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５８号
新潟市秋葉区新町１丁目２番８号　ハイツ松葉202号
債務者　川瀬　康人
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６８号
兵庫県姫路市東夢前台１丁目344番地15
債務者　阿部　　桃（旧姓阿部初美）
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第６８号
広島県福山市松永町６丁目10番６―202号　柿原ハイツ、旧住所広島県福山市金江町藁江411番地
債務者　根岸　寿之
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月14日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２１号
千葉県館山市沼1179番地の９
債務者　藤平　武士
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月15日まで　千葉地方裁判所館山支部

平成２５年（フ）第２２号
千葉県南房総市千倉町瀬戸2414番地２
債務者　山口　　實
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月15日まで　千葉地方裁判所館山支部

平成２５年（フ）第２３号
千葉県南房総市千倉町瀬戸2414番地２
債務者　山口　良子
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月15日まで　千葉地方裁判所館山支部

平成２５年（フ）第２４号
千葉県館山市館山1430番地　仙幸荘102号
債務者　合浜　道彦
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月15日まで　千葉地方裁判所館山支部

平成２５年（フ）第２００号
仙台市青葉区栗生３丁目７番地の４　クオリティハイム協栄Ａ棟106
債務者　岡崎　　央
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２０１号
仙台市青葉区栗生３丁目７番地の４　クオリティハイム協栄Ａ棟106
債務者　岡崎　初子
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１９号
宮城県伊具郡丸森町大内字石神11番地１
債務者　佐藤　喜一
1　決定年月日時　平成25年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで　仙台地方裁判所大河原支部

平成２５年（フ）第６３号
秋田市高陽青柳町12番６号コーポオーヤマ201号
債務者　三浦久美子
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで　秋田地方裁判所民事第２部